平成２９年度

石岡市予算書

一　般　会　計

特　別　会　計

国民健康保険
下水道事業
駐車場
農業集落排水事業
霊園事業
介護保険
介護サービス事業
後期高齢者医療
水道事業

目　　次

頁

◎一　般　会　計 …… 1
◎特　別　会　計
国民健康保険 …… 8
下水道事業 …… 11
駐車場 …… 15
農業集落排水事業 …… 18
霊園事業 …… 22
介護保険 …… 25
介護サービス事業 …… 28
後期高齢者医療 …… 32
水道事業 …… 35

歳入歳出予算事項別明細書

◎一　般　会　計 …… 39
1　総括 …… 39
2　歳入 …… 42
3　歳出 …… 66
1　議会費 …… 66
2　総務費 …… 68
3　民生費 …… 104
4　衛生費 …… 130
5　労働費 …… 142
6　農林水産業費 …… 144
7　商工費 …… 154
8　土木費 …… 160
9　消防費 …… 176
10　教育費 …… 186
11　災害復旧費 …… 232
12　公債費 …… 232
13　諸支出金 …… 232
14　予備費 …… 234
◎特　別　会　計
国民健康保険 …… 259
下水道事業 …… 289
駐車場 …… 317
農業集落排水事業 …… 325
霊園事業 …… 347
介護保険 …… 355
介護サービス事業 …… 385
後期高齢者医療 …… 397
水道事業 …… 407

議案第２号

平成２９年度石岡市一般会計予算

平成２９年度石岡市の一般会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ３２，１６０，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条　地方自治法第２１２条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は，「第２表　継続費」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第３表　債務負担行為」による。

（地方債）

第４条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第４表　地方債」による。

（一時借入金）

第５条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，１，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料，職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２９年２月２１日　提　出

石岡市長　今泉　文彦

第1表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　入　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 市税		9,700,101
	1 市民税	4,115,311
	2 固定資産税	4,318,686
	3 軽自動車税	210,333
	4 市町村たばこ税	574,735
	5 入湯税	27,459
	6 都市計画税	453,577
2 地方譲与税		413,600
	1 地方揮発油譲与税	135,700
	2 自動車重量譲与税	277,900
3 利子割交付金		8,300
	1 利子割交付金	8,300
4 配当割交付金		45,600
	1 配当割交付金	45,600
5 株式等譲渡所得割交付金		24,900
	1 株式等譲渡所得割交付金	24,900
6 地方消費税交付金		1,165,500
	1 地方消費税交付金	1,165,500
7 ゴルフ場利用税交付金		70,700
	1 ゴルフ場利用税交付金	70,700
8 自動車取得税交付金		84,800
	1 自動車取得税交付金	84,800
9 地方特例交付金		37,600
	1 地方特例交付金	37,600
10 地方交付税		6,866,000
	1 地方交付税	6,866,000
11 交通安全対策特別交付金		11,600
	1 交通安全対策特別交付金	11,600
12 分担金及び負担金		340,714
	1 負担金	340,714
13 使用料及び手数料		258,592
	1 使用料	198,270
	2 手数料	47,669
	3 証紙収入	12,653
14 国庫支出金		4,221,979
	1 国庫負担金	3,557,509
	2 国庫補助金	645,809
	3 委託金	18,661

歳　入　　（単位　千円）

款	項	金　額
15 県支出金		2,028,253
	1 県負担金	1,252,299
	2 県補助金	600,076
	3 委託金	171,678
	4 県貸付金	4,200
16 財産収入		266,030
	1 財産運用収入	16,026
	2 財産売払収入	250,004
17 寄附金		300,009
	1 寄附金	300,009
18 繰入金		1,932,255
	1 特別会計繰入金	36,080
	2 基金繰入金	1,896,175
19 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
20 諸収入		618,867
	1 延滞金，加算金及び過料	22,371
	2 市預金利子	230
	3 貸付金元利収入	42,884
	4 受託事業収入	17,686
	5 雑入	535,696
21 市債		3,464,600
	1 市債	3,464,600
歳　入　合　計		32,160,000

歳　出　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 議会費		255,307
	1 議会費	255,307
2 総務費		6,005,026
	1 総務管理費	5,548,976
	2 徴税費	264,096
	3 戸籍住民基本台帳費	72,248
	4 選挙費	68,648
	5 統計調査費	14,504
	6 監査委員費	36,554
3 民生費		11,324,332
	1 社会福祉費	5,478,487
	2 児童福祉費	4,014,171
	3 生活保護費	1,831,047
	4 災害救助費	627
4 衛生費		1,987,491
	1 保健衛生費	835,267
	2 清掃費	1,100,372
	3 上水道費	51,852
5 労働費		1,769
	1 労働諸費	1,769
6 農林水産業費		1,085,493
	1 農業費	971,196
	2 林業費	114,297
7 商工費		562,154
	1 商工費	562,154
8 土木費		3,585,700
	1 土木管理費	61,807
	2 道路橋りょう費	1,205,418
	3 河川費	3,952
	4 都市計画費	860,805
	5 下水道費	1,290,612
	6 住宅費	163,106
9 消防費		1,335,084
	1 消防費	1,335,084
10 教育費		2,504,934
	1 教育総務費	456,925
	2 小学校費	354,942
	3 中学校費	359,442

歳　出　　（単位　千円）

款	項	金　額
	4 幼稚園費	31,131
	5 社会教育費	536,891
	6 保健体育費	765,603
11 災害復旧費		6
	1 農林水産業施設災害復旧費	3
	2 土木施設災害復旧費	3
12 公債費		3,033,865
	1 公債費	3,033,865
13 諸支出金		448,839
	1 基金費	448,839
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳　出　合　計		32,160,000

第２表

継　　続　　費

（単位　千円）

款	項	事　業　名	総　額	年　度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設附帯事業	1,203,867	平成29年度	480,057
				平成30年度	723,810

第３表

債　務　負　担　行　為

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
中間サーバ接続端末機器借上料	平成30年度から平成34年度まで	438
シンクライアント端末機器借上料	平成30年度から平成34年度まで	13,437
グループウェアサーバ機器借上料	平成30年度から平成34年度まで	11,583
人事・給与・勤休管理・臨時職員管理システム機器借上料	平成30年度から平成34年度まで	6,361
小学校教育用タブレット端末機器借上料	平成30年度から平成34年度まで	18,126
中学校教育用タブレット端末機器借上料	平成30年度から平成34年度まで	18,126
石岡中学校生徒教育バス運行業務委託料	平成30年度から平成34年度まで	199,165
八郷中学校生徒教育バス運行業務委託料	平成30年度から平成34年度まで	180,240

第４表

地　　方　　債

（単位　千円）

起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
被災施設復旧関連事業	1,534,600	普通貸借又は証券発行	5.0％　以内（ただし，利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について，利率の見直しを行った後においては，当該見直し後の利率）	政府資金については，その融資条件により，銀行その他の場合には債権者と協定するものとする。ただし，市財政の都合により据置期間を短縮し，もしくは繰上償還又は，低利に借換することができる。
県営畑地帯総合整備事業	5,500			
農道整備事業	49,000			
かんがい排水事業	700			
林道整備事業	6,300			
地方道路等整備事業	180,200			
橋りょう整備事業	1,500			
排水路整備事業	80,700			
橋りょう長寿命化改修事業	6,000			
道路改修事業	17,400			
市道整備事業	43,200			
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業	165,800			
公園施設長寿命化改修事業	4,500			
土木債借換債	100,000			
市営住宅長寿命化改修事業	25,400			
消防施設整備事業	73,200			
臨時財政対策債	1,170,600			
計	3,464,600			

議案第３号

平成２９年度石岡市国民健康保険特別会計予算

平成２９年度石岡市の国民健康保険特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　事業勘定の歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ１０，５８６，１２３千円と定める。

２　事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，事業勘定３００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料，職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２９年２月２１日　提　出

石岡市長　今泉　文彦

第1表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　入　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 国民健康保険税		2,021,570
	1 国民健康保険税	2,021,570
2 一部負担金		4
	1 一部負担金	4
3 使用料及び手数料		1,901
	1 手数料	1,901
4 国庫支出金		2,239,808
	1 国庫負担金	1,764,019
	2 国庫補助金	475,789
5 療養給付費等交付金		339,100
	1 療養給付費等交付金	339,100
6 前期高齢者交付金		2,292,536
	1 前期高齢者交付金	2,292,536
7 県支出金		459,227
	1 県負担金	76,162
	2 県補助金	383,065
8 共同事業交付金		2,331,723
	1 共同事業交付金	2,331,723
9 財産収入		2
	1 財産運用収入	1
	2 財産売払収入	1
10 繰入金		781,869
	1 他会計繰入金	781,868
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		95,097
	1 繰越金	95,097
12 諸収入		23,286
	1 延滞金加算金及び過料	8,303
	2 預金利子	1
	3 雑入	14,982
歳　入　合　計		10,586,123

歳　出　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 総務費		164,177
	1 総務管理費	83,740
	2 徴税費	76,844
	3 運営協議会費	708
	4 趣旨普及費	2,885
2 保険給付費		6,049,314
	1 療養諸費	5,269,687
	2 高額療養費	721,501
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	50,426
	5 葬祭諸費	7,500
3 後期高齢者支援金等		1,380,170
	1 後期高齢者支援金等	1,380,170
4 前期高齢者納付金等		4,378
	1 前期高齢者納付金等	4,378
5 老人保健拠出金		78
	1 老人保健拠出金	78
6 介護納付金		476,839
	1 介護納付金	476,839
7 共同事業拠出金		2,325,234
	1 共同事業拠出金	2,325,234
8 保健事業費		158,613
	1 特定健康診査等事業費	145,011
	2 保健事業費	13,602
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		1
	1 一般公債費	1
11 諸支出金		12,318
	1 償還金及び還付加算金	11,852
	2 延滞金	1
	3 指定公費負担医療費	465
12 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳　出　合　計		10,586,123

議案第４号

平成２９年度石岡市下水道事業特別会計予算

平成２９年度石岡市の下水道事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ２，３１２，０８１千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，３００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料，職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２９年２月２１日　提　出

石岡市長　今泉　文彦

第1表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　入　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 分担金及び負担金		20,923
	1 負担金	20,923
2 使用料及び手数料		607,084
	1 使用料	606,960
	2 手数料	124
3 国庫支出金		65,390
	1 国庫補助金	65,390
4 県支出金		500
	1 県補助金	500
5 繰入金		1,290,612
	1 繰入金	1,290,612
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		71
	1 雑入	71
8 市債		327,500
	1 市債	327,500
歳　入　合　計		2,312,081

歳　出　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 下水道費		1,031,346
	1 下水道管理費	518,481
	2 下水道建設費	512,865
2 公債費		1,278,235
	1 公債費	1,278,235
3 予備費		2,500
	1 予備費	2,500
歳　出　合　計		2,312,081

第２表

債　務　負　担　行　為

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
八郷中継ポンプ場等施設維持管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	20,521
八郷水処理センター維持管理業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	128,132

第３表

地　　方　　債

（単位　千円）

起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
流域関連公共下水道事業 公共下水道事業 流域下水道事業	51,800 266,700 9,000	普通貸借 又　は 証券発行	5.0％ 以　内	政府資金については，その融資条件により，銀行その他の場合には債権者と協定するものとする。ただし，市財政の都合により据置期間を短縮し，もしくは繰上償還又は，低利に借換することができる。
計	327,500			

議案第５号

平成２９年度石岡市駐車場特別会計予算

平成２９年度石岡市の駐車場特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ２５，６８２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

平成２９年２月２１日　提　出

石岡市長　今泉　文彦

第1表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 使用料		25,680
	1 使用料	25,680
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳　入　合　計		25,682

歳　出　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 駐車場費		5,287
	1 駐車場管理費	5,287
2 諸支出金		19,995
	1 繰出金	19,995
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳　出　合　計		25,682

議案第６号

平成２９年度石岡市農業集落排水事業特別会計予算

平成２９年度石岡市の農業集落排水事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ３３１，４７１千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条　地方自治法第２１２条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は，「第２表　継続費」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，１００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料，職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２９年２月２１日　提　出

石岡市長　今泉　文彦

第1表　　歳 入 歳 出 予 算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　額
1 分担金及び負担金		1,804
	1 分担金	1,804
2 使用料及び手数料		45,316
	1 使用料	45,313
	2 手数料	3
3 県支出金		1,080
	1 県補助金	1,080
4 財産収入		227
	1 財産運用収入	227
5 繰入金		272,778
	1 繰入金	272,778
6 繰越金		200
	1 繰越金	200
7 諸収入		466
	1 雑入	466
8 市債		9,600
	1 市債	9,600
歳　入　合　計		331,471

歳　出　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 農業集落排水事業費		129,773
	1 農業集落排水事業管理費	121,785
	2 農業集落排水事業建設費	7,988
2 公債費		200,471
	1 公債費	200,471
3 諸支出金		227
	1 基金費	227
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳　出　合　計		331,471

第２表

継　　続　　費

（単位　千円）

款	項	事　業　名	総　額	年　度	年割額
１農業集落排水事業費	１農業集落排水事業管理費	地方公営企業法適用化移行事業	21,950	平成29年度	9,640
				平成30年度	10,370
				平成31年度	1,940

第３表

地　　方　　債

（単位　千円）

起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
公営企業会計適用事業	9,600	普通貸借又は証券発行	5.0％以内	政府資金については，その融資条件により，銀行その他の場合には債権者と協定するものとする。ただし，市財政の都合により据置期間を短縮し，もしくは繰上償還又は，低利に借換することができる。
計	9,600			

議案第７号

平成２９年度石岡市霊園事業特別会計予算

平成２９年度石岡市の霊園事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ１８，５７８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

平成２９年２月２１日　提　出

石岡市長　今泉　文彦

第1表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 事業収入		18,576
	1 使用料及び手数料	18,576
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳　　入　　合　　計		18,578

歳　出　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 総務費		10,086
	1 施設管理費	10,086
2 諸支出金		8,092
	1 繰出金	8,092
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳　出　合　計		18,578

議案第８号

平成２９年度石岡市介護保険特別会計予算

平成２９年度石岡市の介護保険特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　事業勘定の歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ７，２１２，６９４千円と定める。

２　事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は，事業勘定３００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２９年２月２１日　提　出

石岡市長　今泉　文彦

第1表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位　千円）

款	項	金　　額
1 介護保険料		1,566,241
	1 介護保険料	1,566,241
2 使用料及び手数料		185
	1 手数料	185
3 国庫支出金		1,639,993
	1 国庫負担金	1,210,302
	2 国庫補助金	429,691
4 支払基金交付金		1,897,932
	1 支払基金交付金	1,897,932
5 県支出金		989,582
	1 県負担金	972,532
	2 県補助金	17,050
6 財産収入		3
	1 財産運用収入	3
7 繰入金		1,114,097
	1 一般会計繰入金	1,114,097
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4,660
	1 延滞金加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 雑入	4,656
歳　　入　　合　　計		7,212,694

歳　出　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 総務費		231,430
	1 総務管理費	171,435
	2 徴収費	9,267
	3 介護認定審査会費	49,355
	4 趣旨普及費	1,373
2 保険給付費		6,716,506
	1 介護サービス等諸費	6,037,853
	2 介護予防サービス等諸費	158,958
	3 審査支払手数料	4,982
	4 高額介護サービス等費	144,111
	5 高額医療合算介護サービス等費	19,662
	6 特定入所者介護サービス等費	350,904
	7 市町村特別給付費	36
3 地域支援事業費		114,319
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	61,908
	2 包括的支援事業費	31,508
	3 任意事業費	20,903
	× 介護予防事業費	0
4 基金積立金		138,928
	1 基金積立金	138,928
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		1,510
	1 償還金及び還付加算金	1,510
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳　出　合　計		7,212,694

議案第９号

平成２９年度石岡市介護サービス事業特別会計予算

平成２９年度石岡市の介護サービス事業特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ３２３，７４４千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第２表　債務負担行為」による。

平成２９年２月２１日　提　出

石岡市長　今泉　文彦

第1表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 サービス収入		296,577
	1 介護給付費収入	279,474
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費収入	17,103
2 繰入金		19,827
	1 一般会計繰入金	19,827
3 諸収入		7,340
	1 雑入	7,340
歳　入　合　計		323,744

歳　出　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 サービス事業費		323,004
	1 施設介護サービス事業費	288,642
	2 介護予防支援事業費	17,259
	3 介護予防・日常生活支援総合事業費	17,103
2 公債費		640
	1 公債費	640
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳　出　合　計		323,744

第２表

債　務　負　担　行　為

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
石岡市デイサービスセンター指定管理者指定管理料	平成 30 年度	17,103

議案第１０号

平成２９年度石岡市後期高齢者医療特別会計予算

平成２９年度石岡市の後期高齢者医療特別会計の予算は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ７７２，６０２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第１表　歳入歳出予算」による。

平成２９年２月２１日　提　出

石岡市長　今泉　文彦

第1表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

（単位　千円）

款	項	金　　額
1 後期高齢者医療保険料		570,614
	1 後期高齢者医療保険料	570,614
2 使用料及び手数料		146
	1 手数料	146
3 繰入金		199,950
	1 一般会計繰入金	199,950
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,891
	1 延滞金及び過料	302
	2 償還金及び還付加算金	1,586
	3 預金利子	1
	4 雑入	2
歳　入　合　計		772,602

歳　出　　（単位　千円）

款	項	金　額
1 総務費		8,932
	1 総務管理費	3,919
	2 徴収費	5,013
2 後期高齢者医療広域連合納付金		752,080
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	752,080
3 諸支出金		1,590
	1 償還金及び還付加算金	1,589
	2 繰出金	1
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳　出　合　計		772,602

議案第１１号

平成２９年度石岡市水道事業会計予算

（総　則）

第１条　平成２９年度石岡市水道事業会計予算は，次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は，次のとおりとする。

（１）	給　水　戸　数	７，２１４　戸
（２）	年 間 総 給 水 量	２，６３４　千㎥
（３）	１日平均給水量	７，２１６　㎥
（４）	主な建設改良事業	水道建設事業費　１５７，３４０　千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

収　　入

第１款　水道事業収益	５９３，１６０　千円
第１項　営 業 収 益	５２７，１４１　千円
第２項　営業外収益	５６，２３６　千円
第３項　特 別 利 益	９，７８３　千円

支　　出

第１款　水道事業費用	５５６，８７９　千円
第１項　営 業 費 用	５０２，０６１　千円
第２項　営業外費用	４９，２１８　千円
第３項　特 別 損 失	６００　千円
第４項　予　備　費	５，０００　千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は，次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額　１１３，９９７千円は，当年度分消費税・地方消費税資本的収支調整額　１９，９０４千円及び過年度分損益勘定留保資金　９４，０９３千円で補てんするものとする。）

収　　入

第１款　資本的収入	２００，３８３　千円
第１項　負担金	８５，３８３　千円
第２項　企業債	１１５，０００　千円

支　　出

第１款　資本的支出	３１４，３８０　千円
第１項　建設改良費	１５７，７９５　千円
第２項　企業債償還金	１５６，５８５　千円

（企業債）

第５条　起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
上水道事業建設改良費等の財源に充てるための企業債	115,000	普通貸借又は証書借入	5.0%以内	政府資金については，その融資条件により，銀行その他の場合には債権者と協定するものとする。ただし，市財政の都合により据置期間を短縮し，もしくは繰上償還又は，低利に借換することができる。

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は，５０，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は，次のとおりと定める。

（１）　第３条予算内での各項目の間

（２）　第４条予算内での各項目の間

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第８条　次に掲げる経費については，その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

（１）　職員給与費　　４８，３３８　千円

（他会計からの補助金，出資金及び負担金）

第９条　一般会計からこの会計へ補助，出資及び負担を受ける金額は８９，７０５千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第１０条　たな卸資産の購入限度額は，６，５４２千円と定める。

平成２９年２月２１日　提　出

石岡市長　今泉　文彦